

法定給付サービス自己負担金一覧(予防専門型通所サービス)  
(令和8年6月1日現在)

千種区デイサービスセンター

お客様の自己負担金(基本料金)は、介護保険制度上のサービス料金(介護報酬額)からお客様の負担割合に応じた保険からの給付額(介護給付費)を差し引いた額となります。

【基本料金】予防専門型通所サービス(月あたり)(※1)

基本区分	基本単位数 (入力)	加算後 単位数	利用料			
			1割負担	2割負担	3割負担	
事業対象者・要支援1(週1回程度)	1月	1,798	2,112	2,256	4,512	6,767
要支援2(週1回程度)	1月	1,798	2,112	2,256	4,512	6,767
要支援2(週2回程度)	1月	3,621	4,253	4,543	9,085	13,627
事業対象者・要支援1(週1回程度)日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	59	66	71	141	212
要支援2(週1回程度)日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	59	66	71	141	212
要支援2(週2回程度)日割 ※サービス提供体制強化加算を含まない	1日	119	133	142	284	426

加算区分	基本単位数 (入力)	加算後 単位数	利用料			
			1割負担	2割負担	3割負担	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月	160	179	192	383	574
科学的介護推進体制加算	1月	40	45	48	96	144
サービス提供体制強化加算Ⅰ 事業対象者・要支援1(週1回程度)	1月	88	99	106	212	318
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2(週1回程度)	1月	88	99	106	212	318
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2(週2回程度)	1月	176	197	211	421	631
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□	請求額の12%					

※(1) 上記料金にはサービス提供体制強化加算Ⅰ(要支援週1回99単位、週2回99単位)と介護職員等処遇改善加算Ⅰ□(12%)が含まれています。

※(2) サービス提供体制強化加算○は介護職員の総数のうち介護福祉士国家資格者の占める割合が○%以上雇用されている事業所に加算されるもので、当会は該当事業所となっております。また、この加算はその割合が一定の基準を下回った場合は請求されなくなります。介護職員等処遇改善加算は、介護サービス従事者の処遇を改善する目的で国が創設したもので、算定基準を満たす事業者に加算されます。

※(3) 小数点以下四捨五入により、合計時に実際の金額とは若干異なることがありますのでご了承ください。